

開発行為等に伴うごみステーション設置基準

この基準は、「三木町ごみステーション設置等に関する要綱」第9条の規定に基づき、必要な事項を定める。

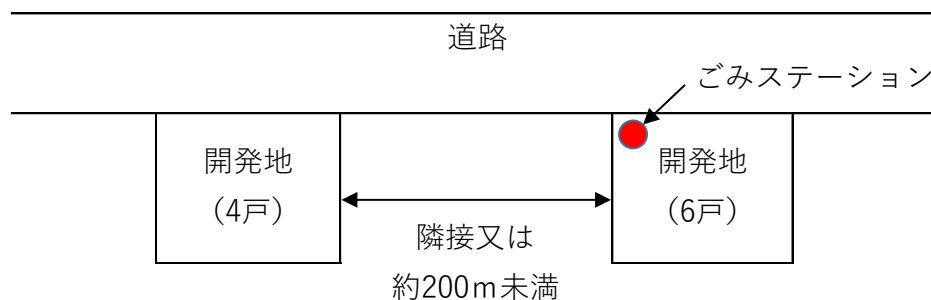
(小規模な開発地での基準戸数)

住宅団地等の開発行為で、既存の小規模な開発地（10 戸未満）と実施時期が異なる小規模な開発地（計画戸数 10 戸未満の住宅団地等）で次のいずれにも該当する場合は、要綱第3条第2項で示す基準戸数を満たすものとする。

- (ア) 既存の開発戸数と新規開発戸数を合算した戸数が 10 戸以上であること。
- (イ) 既存の開発地に隣接またはおおむね 200m 未満の場所であること。
- (ウ) 既存の開発地住民の同意を得ており、ごみステーションを共同して使用及び管理を行うこと。

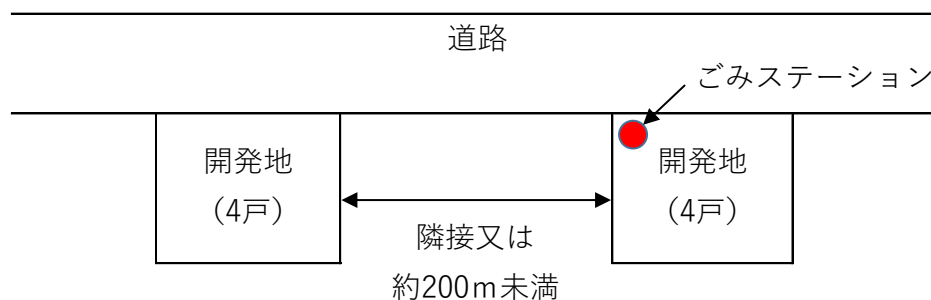
(例)

(○) 基準を満たすもの

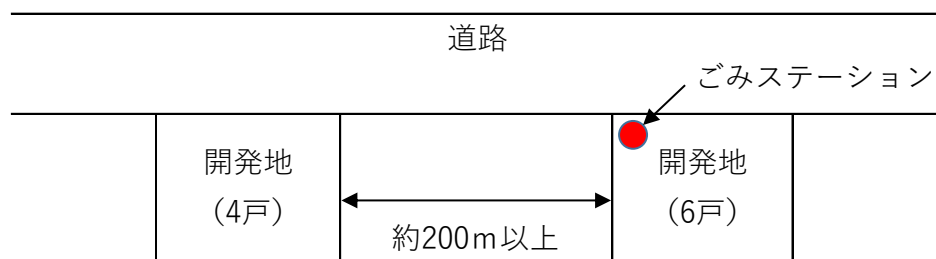


(×) 基準を満たさないもの

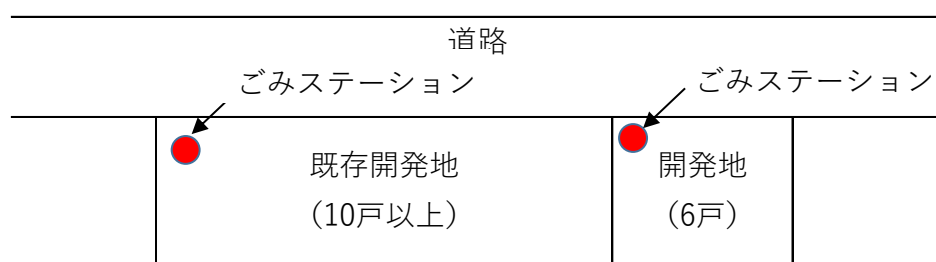
例 1) 合計した戸数が 10 戸未満



例 2) 開発地同士の距離がおおむね 200m 以上離れており、遠いと判断されるもの



例 3) 既存開発地が 10 戸以上あり、すでにごみステーションが存在する。



(新規設置時の必要事項)

要綱第 3 条第 1 項及び第 2 項により、新たにごみステーションを設置する際には、以下の必要事項を守ること。

(ア) ごみステーション設置に伴い、トラブルとなった場合は管理責任者及び利用者の責任において解決すること。

(イ) ごみステーション設置後、周辺にて新たな住宅が開発されるなどし、共同使用の希望があった際には、利用戸数がおおむね 20 戸程度となるまで、可能な限り使用について受け入れ、ともに適切なごみステーションの管理に努めること。